

高齢者虐待防止のための指針

医療法人敬愛会 中江病院

訪問リハビリテーション

1. 基本理念

「高齢者に対する虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」(2006/4月施行)を遵守し、その精神の基本である<尊厳の保持>をするために、いかなる時も虐待を行ってはならない。

高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行なわない(別表参照)。

この指針は、医療法人敬愛会が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用出来るように支援することを目的とする。

2. 高齢者虐待の定義

【高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義】第2条第4項

この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各号の行為をいう。

- ①利用者の身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- ③利用者にわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること
- ④利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと
- ⑤利用者を衰弱させるような減食、長時間の放置等の対応
- ⑥利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待・不適切ケアの防止

・虐待につながる不適切なケアを防止する

日々の利用者の様子を観察し、不適切なケアを黙認せず、虐待の調光を早期に発見出来るように努める。気づきは声に出し、職員全員で検討する

・適切な知識と自己研鑽

職員に定期的に研修を行い、虐待防止や身体拘束その他の行動制限などについて正しい知識を身につける。

・身体拘束禁止

基本的に身体拘束は禁止

やむを得ず生命や身体への安全のために行う際には3要件「切迫性・非代替性・一時的」を確認し適切な手続きの元に行うこと

4. 管理者の責務

管理者は職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講じる責務を負うとともに、保険者に通報義務を負うものとする

職員から事業所内外における虐待を受けたと思われるまたはその疑いがある案件の報告を受けた場合は速やかにこれを検証し、法人理事長へ報告の上保険者に通報する。

また、この通報を行った職員に対して、そのことを理由に解雇・その他不利益な扱いは一切行わない

5. 職員の責務

・職員は日頃より利用者に対し正しい倫理観のもと、不適切なケアをしない、見逃さない、許さないということを原則とし、もし発見した場合には速やかに管理者へ報告する

・職員は高齢者虐待や不適切ケアに当たると思われる事案を発見した際には、速やかに虐待防止検討委員会担当者もしくは管理者に報告する

・職員は高齢者虐待の事案が発生した際に行われる調査において隠蔽することなく協力すること

6. 虐待防止検討委員会と担当者の責務

・担当者は高齢者その他からの通報を受けた場合、速やかに委員会において情報を共有しその後、事実確認と調査をする

・担当者は虐待防止検討委員会に参加し、定期的に研修などにより職員へ理解と学習を促し、早期発見に努める

・虐待防止検討委員会は虐待の可能性のある高齢者の通報を受けた場合、速やかに精査し、法人・市へ報告する

・虐待防止検討委員会は虐待のおきた経過や原因を調査し、繰り返す事のないように検討し、職員へ周知徹底する

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

・当該指針はいつでも閲覧できるように事業所内に掲示及びホームページ上で公表する

・当該指針は全職員が閲覧できるように PC 上の共有フォルダに保管し、周知徹底を図るとともに定期的な研修を行う

(付則)

この指針は、令和6年3月1日より施行する

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本

養護者による高齢者虐待類型(例)

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>①暴力行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など</p> <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※)など</p> <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みに伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させる時に無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など</p> <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など)。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある。 ・室内にゴミを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など</p>

	<p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院へ施設等から連れ帰る。など <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など
iii 心理的虐待	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子供のように扱う。 ・排泄交換や片付けをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにオムツをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など
iv 性的虐待	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器をを写真に取る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など
V 経済的虐待	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>

<p>※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する</p>	<p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など
--	--

養介護事業者等による高齢者虐待類型(例)

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>①暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい拭くや破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間

	<p>置かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内にゴミが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
iii 心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつつ脅す。など <p>②侮辱的な発言・態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的な事を言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子供扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことが出来ないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。

	<ul style="list-style-type: none"> ・話しかけ、ナースコール等を見無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくても出来ないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。など <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を見無視してオムツを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を見無視して食事を全介助する。など <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく見無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を見無視して面会させない。など <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移乗介助の際に、早いスピードで走らせる恐怖感を与える。 ・自分の進行している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など
iv 性的虐待	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やりさせる)。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄をさせたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
v 経済的虐待	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p>

	<ul style="list-style-type: none">・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など
--	--

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)。